令和８年（フ）第１４８９号
札幌市西区西町北15丁目４番19号
債務者　工藤　啓子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３７号
北海道芦別市北６条西４丁目６番地あけぼの団地103
債務者　益谷恵津子
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第３８号
北海道赤平市平岸新光町３丁目21番地
債務者　鹿内弓希衣
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第３９号
北海道歌志内市字神威37番地１
債務者　菅野　晶敏
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第４０号
北海道砂川市吉野２条北４丁目２番２－401号
債務者　藤井　慎一
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
群馬県太田市本町25番２号
債務者　坂本　ビオレッタこと　サカモト　ビオレッタ　ガパシン
1　決定年月日時　令和８年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１５６号
神奈川県座間市栗原中央４丁目26番12号
債務者　下山　沙織
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３５７号
相模原市南区磯部4382番地８
債務者　吉田　拓磨
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３８１号
相模原市南区麻溝台６丁目12番16号
債務者　平川　由依
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１５３号
群馬県館林市代官町５番７号　マママンション一301
債務者　小西　成美
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１９５号
香川県高松市仏生山町甲773番地１　パレーフィールドⅡ　106
債務者　滝下　竜児
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２２８号
香川県高松市扇町１丁目４番10号
債務者　濱谷　むつ子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続開始中更正

令和７年（フ）第１２３３号
仙台市太白区長町２丁目４番２１－５号　ラピスラズリ１０３（従前の住所　仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番２－２０６号）
破産者　植村　弥生
1　主文　当裁判所が令和８年５月27日にした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番２－２０６号」とあるのを「仙台市太白区長町２丁目４番２１－５号　ラピスラズリ１０３（従前の住所　仙台市青葉区米ケ袋２丁目４番２－２０６号）」と更正する。
2　決定年月日　令和８年８月４日
仙台地方裁判所第４民事部

破産手続廃止

令和８年（フ）第６号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根741番地13　エコーマンション２－Ａ
破産者　株式会社ブリッジ
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所平良支部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第３６６号
沖縄県那覇市壺屋２丁目19番12号　トーマス壺屋502、住民票上の前住所大阪府和泉市伏屋町五丁目３番１－903号
破産者　中畝　翔太
1　決定年月日　令和８年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４６３号
熊本市南区野口３丁目12番１号
破産者　福井　光一こと　孫　光一
1　決定年月日　令和８年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第５１６号
宮崎市旭１丁目５番４号　ファースト旭405号、前住所宮崎市大字熊野2320番地２
破産者　大野　芳裕
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係